

3 密を避けた市内飲食店利用推進事業

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けている、市内飲食店を支援するため、3 密を避けた取組かつ宴席定員の半数以下等の新型コロナウイルス感染症対策を実施する市内飲食店の利用の促進と市内経済活性化の促進を図る。

2. 事業概要

3 密を避けた取組かつ宴席定員の半数以下等の新型コロナウイルス感染症対策を実施する市内飲食店の利用を促進するため、5 名以上の団体利用客で税込み 1 万円以上の飲食代金に対し、事前に所定の割引を行った飲食店に対し、助成を行う。

5 名以上 20 名未満の団体利用の場合	補助率 10%	上限 1 万円
----------------------	---------	---------

20 名以上の団体利用の場合	補助率 20%	上限 5 万円
----------------	---------	---------

当事業を商工会議所へ一括委託する。

3. 実施期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで

4. 配布対象店舗

- ・市内に店舗を有すること。
- ・食品衛生法第 52 条の規定により、「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること。ただし、カラオケ、スナック、クラブなど 3 密を避けられない店舗は除く。
- ・年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※イートインのスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く（フードコートは可）
- ・宴席定員の半数以下等、事務局が指定する 3 密対策を含む新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施すること。
- ・反社会的勢力に該当しないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当しないこと。

5. 利用方法

- ①商工会議所へ参加登録を行う。（7 月 15 日より開始）
- ②市・商工会議所 HP や飲食店にて告知。
- ③1 月ごとに飲食店が助成金交付申請書を商工会議所へ送付する。
- ④審査後、商工会議所が飲食店へ助成する。